

# BB フォン個別規定

ソフトバンク株式会社

## 第1章 総則

### 第1条 (適用範囲)

1. 当社は、この BB フォン個別規定および「SoftBank ブロードバンドサービス」基本規約（以下「基本規約」といいます。）に基づき BB フォンを提供します。
2. この BB フォン個別規定は、基本規約第2条（3）に定める個別規定として BB フォンの利用条件を定めるものです。基本規約の規定は、BB フォン個別規定に特に定めがある場合、BB フォン個別規定と矛盾する場合、その他特に BB フォン個別規定が適用を排除していると解される場合を除き、BB フォン個別規定とともに適用されます。

### 第2条 (定義)

本規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「BB フォン」とは、会員の電話機等から入力された音声等をデジタル信号に変換し、デジタル信号をサービス会員回線を通じて伝送することにより、通話を行えるサービスおよびこれに附帯するオプションサービスの総称をいいます。
- (2) 「BB フォンオプションサービス」とは、会員の申し込みに基づき BB フォンの一部として有償または無償にて別途当社が提供する附帯サービスをいいます。
- (3) 「BB フォン利用契約」とは、BB フォンを利用するための本規定に基づく利用契約をいいます。
- (4) 「BB フォン会員」とは、当社と BB フォン利用契約を締結し、これを利用する者をいいます。
- (5) 「接続機器」とは、BB フォンを利用するために必要な接続機器として当社が指定するモデム、アダプタ等の機器をいいます。なお、BB フォン会員が接続機器をレンタルする場合は、当社が別途定める「接続機器レンタル個別規定」の条件に従うものとします。
- (6) 「電話機等」とは、BB フォン会員が接続機器に接続して使用する電話端末機、FAX 機器のみをいい、構内交換設備、ボタン電話装置など回線を分岐・媒介するための機器を除きます。
- (7) 「通話」とは、BB フォン会員が電話機等を使用して音声その他の音響を送り、または受ける通信および FAX の送受信をいいます。
- (8) 「BB フォン電話番号」とは、電気通信番号規則に基づき当社に指定された電気通信番号であって、BB フォン利用契約に基づいて当社が BB フォン会員に割当ててものをいいます。
- (9) 「利用者回線」とは、特定協定事業者等の電話サービス契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と BB フォン利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいい、BB フォン利用契約の申込者が指定する加入電話契約に係るものをいいます。
- (10) 「契約者回線」とは、特定協定事業者等の専用サービス契約約款に基づいて、電話サー

ビス取扱所と契約の BB フォン利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。

- (1 1) 「サービス会員回線」とは、利用者回線および契約者回線をいいます。
- (1 2) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信設備を他人の通信用に供することをいいます。
- (1 3) 「ソフトバンク携帯電話」とは、当社が提供する携帯電話サービスをいいます。ただし、ワイモバイルの名称で提供する携帯電話サービスを除きます。

## 第 2 章 BB フォン利用契約

### 第 3 条 (BB フォンの区分)

- 1. BB フォンには、次の二つの区分があります。
  - (1) 利用者回線型 (利用者回線を使用して提供するもの)
  - (2) 契約者回線型 (契約者回線を設置して提供するもの)
- 2. 本条に定める BB フォンの区分の変更はできないものとします。

### 第 4 条 (契約の単位)

当社は、基本規約の別表に定める「SoftBank ブロードバンド ADSL」サービスに係る契約を締結したサービス会員回線 1 回線ごとに 1 つの BB フォン利用契約を締結します。この場合、BB フォン会員は 1 つの BB フォン利用契約につき 1 名に限ります。

### 第 5 条 (BB フォン利用契約の成立)

- 1. BB フォン利用契約は、基本規約第 3 条に従い申込者により BB フォンの申込がなされ、かつ協定事業者等および当社が当該申し込みを承諾することを条件として、次の各号のうちいずれか早い日に成立するものとします。
  - (1) 協定事業者等が当該申込者のサービス会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日の 7 日後
  - (2) 当社所定の方法により、サービス会員回線に係る終端の場所における BB フォンの利用を当社が確認したとき
- 2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、BB フォン利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) BB フォンの申込者とサービス会員回線に係る協定事業者等との契約名義人が同一の者とならないとき
  - (2) BB フォン提供の対象となるサービス会員回線について、既に他の電気通信事業者との間で ISDN サービス、ADSL サービス、その他 BB フォンと両立しない他のサービス契約が締結されているとき
  - (3) サービス会員回線と相互接続通信を行う協定事業者等の承諾が得られないとき、その他当社と協定事業者間との相互接続協定の条件に合致しないとき
  - (4) 契約者回線型に関し、BB フォンを提供するために必要な契約者回線を設置することま

- たは保守することができないとき、もしくは著しく困難なとき
- (5) 契約者回線型の申込者が、既に同一の住所等において契約者回線型を利用しているとき
  - (6) 当社の業務の遂行に著しく支障があるとき

## 第6条 (住所の移転)

1. BBフォン会員が住所等を移転する場合で、その移転先が、移転の時に当社のBBフォン提供地域である場合は、BBフォン会員は移転先においてBBフォン利用契約を継続することを当社に対して申込むことができるものとします。但し、移転先によっては、技術上その他の理由によりBBフォンの提供ができない場合があることを、BBフォン会員はあらかじめ了承するものとします。
2. BBフォン会員が前項の申し込みを行う場合は、BBフォン会員が移転する事前に行うものとし、その手続きについては、第5条の規定が準用されるものとします。また、BBフォン会員は当社の移転手続きに係る協定事業者等に支払うべき工事費等その他の料金を支払うものとします。
3. 本条第1項の申し込みがなされた場合、BBフォン会員の移転後、BBフォン開始までの期間についても、BBフォン会員はBBフォンに係る料金等を支払う義務を負うものとします。
4. 本条第1項の申し込みがなされたにもかかわらず、当社が当該申し込みに対する承諾をせず、または、BBフォン会員が当該申し込みを取り消した場合、BBフォン会員が移転した時にBBフォン利用契約の解約の通知がなされたものとみなします。この場合は、当社は基本規約第23条の規定に従い解約の手続を行うものとします。
5. BBフォン会員が住所等を移転する場合で、本条第1項の申し込みをしない場合、またはその移転先が、移転の時に当社がBBフォンを提供していない地域である場合、BBフォン会員は基本規約第23条の規定に従い解約の通知を行うものとします。
6. 前項の解約通知がなされず、もしくは解約通知が遅れたことにより、解約手続が遅れた場合でも、BBフォン会員はBBフォン利用契約の終了までに発生する当社に対する利用料金等の債務を支払うものとします。
7. BBフォン会員が住所等を移転したにもかかわらず本条第1項の申し込みを行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、またはBBフォン会員の住所等が判明しない場合、当社は、基本規約第24条の規定に従いBBフォン利用契約を解除することができるものとします。

## 第6条の2 (BBフォン会員によるBBフォンの利用休止と利用再開)

1. 当社は、BBフォン会員(利用者回線型の会員に限る。以下、本条および次条において同じ)から通知があったときは、当該通知のあった日の月末日をもってBBフォンの利用休止(利用契約を維持したまま、BBフォンを一時的に利用できないようにすることをいいます)を行います。
2. 前項に基づく利用休止を行ったBBフォン会員が、BBフォンの利用の再開を希望する場合には、BBフォン会員は当社所定の手続きに従い当該利用休止の解除(以下「利用再開」といいます。)の通知を行うものとします。BBフォン会員から利用再開の通知がなされ、当社に当

該通知が到達した場合、当社は利用再開に必要な手続等を行った上で、BB フォンの提供を再開するものとします。但し、技術上その他の理由により利用再開が困難な場合があることを BB フォン会員は了承するものとします。

3. BB フォン会員の利用休止期間が 12 ヶ月を超えた場合、BB フォン会員は、当社の指示に従い、貸与された接続機器を返還する必要があります。また、BB フォン会員の利用休止期間が 12 ヶ月を超えた場合、当社は BB フォン会員に通知の上、BB フォンの利用契約を解除できるものとします。
4. BB フォン会員の利用休止期間が 12 ヶ月を超えた場合または次条に定める休止手数料を支払わない場合であって期間を定めた催告を受けたにもかかわらずその事由が解消されない場合、当社は BB フォン会員に通知の上、BB フォンの利用契約を解除できるものとします。
5. 当社は、BB フォン会員から、BB フォンサービスのうち国外への通話サービス（以下「国際通話」といいます。）の休止（利用契約を維持したまま、国際通話を一時的に利用できないようにすることをいい、以下「国際通話の休止」といいます。）の通知があった場合には、当該会員の国際通話を休止させます。
6. 前項に基づく国際通話の休止を行った会員が、国際通話の再開を希望する場合の条件は、本条第 2 項を準用するものとします。

### 第 6 条の 3（利用休止時における利用料金の取扱い）

1. 前条に基づき BB フォンの利用休止を行った場合、利用休止の日をもって当社は BB フォン会員の BB フォンに係る利用料金の課金を停止するものとします。なお、BB フォンの利用休止を行った場合であっても、BB フォン会員がすでに利用した BB フォンにかかる利用料金全額の支払い義務を免れないものとします。
2. 利用休止中は、BB フォン会員は当社所定の休止手数料を支払うものとします。
3. 利用再開における課金再開日は次のとおりとします。また、利用再開にあたり、協定事業者等の回線接続工事等の費用を要する場合には、当該利用再開に係る費用は会員の負担とします。
  - (1) 基本料金：利用再開日の属する月の翌月 1 日
  - (2) 通話料：利用再開後、BB フォンの利用を確認したとき

## 第 3 章 BB フォン電話番号（050 番号）

### 第 7 条（本章の適用）

本章は、当社が BB フォン会員に割り当てる BB フォン電話番号のうち、「050 番号」に関して定めるものとします。

### 第 8 条（BB フォン電話番号）

BB フォン電話番号は、当社が別途定める場合を除き、当社が 1 つのサービス会員回線ごとに割り当てます。

#### **第9条（当社が行うBBフォン電話番号の変更）**

当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、あらかじめBBフォン会員に通知し、BBフォン電話番号を変更することがあります。

#### **第10条（BBフォン会員が行うBBフォン電話番号の変更）**

1. BBフォン会員は、当社所定の条件に従い、当社に対しBBフォン電話番号の変更請求を行うことができるものとします。なお、変更請求を行うにあたり、BBフォン会員は当社が指定するBBフォン電話番号以外のBBフォン電話番号を指定することはできません。また、BBフォン会員が希望するBBフォン電話番号を割当てることにつき当社は一切保証するものではありません。
2. 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本条第1項の請求を承諾しないことがあります。
3. 本条第1項の請求によりBBフォン電話番号を変更した場合は、変更した日から30日間は変更できないものとします。
4. 本条に従ってBBフォン電話番号を変更する場合、BBフォン会員は当社が別途定める料金を支払うものとします。

#### **第11条（BBフォン会員が行うBBフォン電話番号の数の変更）**

1. BBフォン会員は、当社所定の条件に従い、当社に対しBBフォン電話番号の数の変更を請求することができるものとします。
2. 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の請求を承諾しないことがあります。

#### **第12条（BBフォン電話番号の通知）**

1. BBフォンを利用して発信する通話については、BBフォン会員の選択に従いそのBBフォン電話番号を着信先のサービス会員回線へ通知します。
2. 当社は、BBフォン会員の選択に従いそのBBフォン電話番号を着信先のサービス会員回線等へ通知しまたは通知しないことに伴い発生する損害については、一切責任を負わないものとします。

#### **第13条（BBフォン利用契約の終了にともなうBBフォン電話番号利用の終了）**

BBフォン利用契約が終了した場合、BBフォン電話番号の利用は当然に終了するものとします。

### **第4章 サービスの提供**

#### **第14条（BBフォンの提供範囲）**

1. 当社は、BBフォン利用契約を締結した会員に対し、BBフォンを提供するものとします。但し、本サービスは、接続機器に電話機等を直接接続して利用するものとし、それ以外の利用方法については保証しないものとします。

2. BB フォンを利用できるのは、電源を投入した接続機器に接続された電話機等を用いて行われる以下の通話に限るものとします。
  - (1) BB フォンを利用して開始された BB フォン会員同士の通話
  - (2) BB フォン会員が次の各号に定める電気通信番号に対して発信することにより開始された通話
    - ①協定事業者等の提供する電話サービスの契約者に割り当てられた電気通信番号
    - ②当社が別途記載する指定エリアの電気通信番号
    - ③その他当社が指定する電気通信番号
  - (3) BB フォン電話番号に着信することにより開始された通話
3. BB フォンの利用対象となる通話については、接続機器により自動的に BB フォンが利用され、当社が別途定める場合を除き、他の電気通信事業者が提供する通話サービスは利用できなくなります（マイライン、マイラインプラス等、他の電気通信事業者が提供する優先接続に関するサービスも同様に利用できなくなります）。
4. BB フォンの利用対象となる通話については、当社が別途定める場合を除き、他の電気通信事業者が提供する割引サービスの適用対象にはなりません。
5. BB フォンの利用対象となる通話以外の通話については、各サービス区分において次の各号の定めに従うものとします。
  - (1) 利用者回線型  
BB フォンの対象外の通話（※）については、お客様の接続機器の接続状況に応じて、他の電気通信事業者の提供する通話サービスが利用されます。この通話サービスの利用については当該電気通信事業者の定めるところによるものとし、本規定は適用されないものとします。
  - (2) 契約者回線型  
契約者回線型は契約者回線を設置して提供するサービスであることに鑑み、本サービスの対象外の通話（※）は一切できないものとします。  
※BB フォン提供外となる通話開始番号につきましては、当社 Web ページ（<http://sbs.softbank.jp/bbphone/na.html?adsl>）などにてご確認ください。

## 第5章 BB フォン会員の責務等

### 第15条（BB フォン会員認証）

1. BB フォン会員は、接続機器、電話機等を他人に無断で使用されないよう、BB フォン会員自身の責任においてこれらを管理するものとします。
2. BB フォンを利用して行われた通話は、全て BB フォン会員によって行われたものとみなします。この場合において、第三者による不正使用等が行われた場合であっても、当社は責めを負わないものとします。

### 第15条の2（会員の義務）

BB フォン会員は、BB フォンの利用にあたって、基本規約第18条第1項に定めるほか、以下

の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- (2) 多数の不完了呼（BBフォン会員の通信が、着信先の応答前に終了するものをいいます。以下同じとします。）を発生させる行為。
- (3) BBフォンあるいはBBフォンのオプションサービスを利用して多数の通信を行う等、通信の伝送交換に妨害を与える、または妨害を与えるおそれがある行為。
- (4) BBフォンを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。
- (5) BBフォンを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為。
- (6) 合理的必要がないにもかかわらず、通話を保留にしたまま長時間放置する行為。
- (7) 接続機器のRJ11モジュラージャックに、電話機等以外の機器を接続する行為または接続機器のRJ11モジュラージャックに電話機等を接続する際に、電話機以外の機器を仲介させる行為
- (8) その他、不適切な行為。

## 第6章 利用料金等の支払

### 第16条（利用料金等）

BBフォンの利用料金、工事費、手数料等は、当社が別途定める料金表のとおりとします

### 第17条（利用料金の計算方法）

1. 当社は、BBフォンの料金について、本規定に別段の定めがある場合を除いて毎月末日締めにて締め切り、サービス料金表の規定に従い月額計算したうえ、当該月末日が属する料金月の利用料金を請求するものとします。
2. 基本料金の計算については、つぎのとおりとします。
  - (1) 基本料金は、毎月末日締めにて、サービス料金表の規定に従い月額計算します。但し、BBフォン利用契約の開始月においては、サービス料金表の規定に従い、協定事業者等がBBフォン申込者のサービス回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日の7日後から当該月の末日までの日割計算をします。
  - (2) BBフォン会員は、契約期間中にBBフォンを利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中の基本料金の全額を支払うものとします。但し、第18条に定める場合はこの限りではありません。
3. 通話料の計算については、次のとおりとします。
  - (1) 通話料は、当社がBBフォン会員によるBBフォンの利用を確認したときから課金を開始するものとし、毎月末日締めにて当社が測定した通話時間とサービス料金表の規定に従い月額計算します。
  - (2) BBフォン会員から発信することにより開始された次の通話については、通話料はかかりません。

- ①第14条第2項(1)に定める通話
  - ②ホワイトコール24(後記第44条第1項に定義します。)を利用した通話
  - ③当社が指定する電気通信事業者が使用する電気通信番号に対して発信した通話
- (3) 当社の機器の故障等により通話時間を正しく測定することができなかった場合 BB フォン会員は、サービス料金表の規定に従い算定した料金額の支払いを要するものとし、この場合において特別の事情があるときは、BB フォン会員と協議し、その事情を斟酌するものとし、
- (4) BB フォンによる通話が途切れ、または遅延する等、当社の正常なサービスが利用できなくなる事態が発生した場合、BB フォン会員に事前に通知することなく接続機器により自動的に BB フォン会員が加入している協定事業者等の提供する通話サービスの利用となる場合があります。この場合の通話料等については、当該協定事業者等の定める料金が適用されることとなりますが、当該通話料等に関して当社は一切責めを負わないものとし、
- (5) BB フォン会員が BB フォン利用契約終了後に BB フォンを利用した場合、BB フォン会員は当該利用に係る通話料相当額を支払うものとし、この場合、割引サービスの利用契約は終了しているため、会員は割引前の通話料相当額を支払うものとし、

## 第7章 BB フォンの利用停止等

### 第17条の2 (本サービスの中止・停止等)

1. 当社または協定事業者等が提供する電気通信サービスにおいて回線が著しく輻輳する等の支障が生じた場合、本サービスによる通話が途切れ、または遅延する等、本サービスの正常な利用ができなくなることがあることを会員は予め了承するものとし、
2. 当社は、基本規約第19条第1項各号に定める場合および国際通話が第三者によって不正に利用されているおそれがある場合のほか、接続機器に障害が生じもしくは生じるおそれがある場合は、会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止をすることができるものとし、

### 第17条の3 (利用停止)

1. 当社は、BB フォン会員が次の各号のいずれかに該当するときは、BB フォンの全部または一部の利用を停止することがあります。その場合、当社はあらかじめそのことを当社の定める方法で会員に通知するものとし、ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとし、
  - (1) 第15条の2その他 BB フォン個別規定の規定に違反したとき。
  - (2) BB フォンの利用契約成立後 BB フォン個別規定第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明したとき。
  - (3) 当該月における BB フォンの利用料金等が 30,000 円を超過し、かつ従前の利用状況お



よび支払状況等から、利用料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認められるとき。

(4) その他、合理的な理由に基づいて、BBフォン利用が適切ではないと認められるとき。

2. 前項(3)号により当社が利用停止した場合、BBフォン個別規定等における支払時期および支払方法の定めにかかわらず、当社は、当該月の停止時点までの料金等を、当社の定める方法でBBフォン会員に請求することができます。当社の請求に対して、BBフォン会員が支払をした場合は、当社はその利用停止を解除します。
3. 当社は、第15条の2第1項(6)号に規定する長時間放置された通話と疑われる通話を検知した場合は、当該通話を一旦切断することがあります。

## 第18条 (責任の制限)

1. 当社は、BBフォンを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、BBフォンを全く利用できない状態(BBフォンによる全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間を超えてその状態が継続したときに限り、BBフォン会員の損害賠償請求に応じるものとします。
2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、BBフォンが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に相当する料金相当額とします。なお、BBフォン会員がBBフォンの提供をうけることができなかったことにより通常生ずべき損害の額が当該料金相当額以上であることを証明した場合には、その損害額をもって損害賠償の額とします。
3. 前項における料金相当額は、BBフォンが全く利用できない状態が連続した時間について、24時間毎に計算し(24時間に満たない時間については切り捨てます)、その時間に対応するBBフォンに係る次の料金の合計額とします。
  - (1) 基本料金
  - (2) 通話料(BBフォンを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヶ月の1日当たりのBBフォンの平均通話料(前6ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)(注)上記(2)の「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、BBフォンを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通話料とします。
4. (削除)
5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、BBフォンを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。
6. 本条第2項の場合及び当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社はBBフォン会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。

## 第19条 (通話品質)

1. 当社は、BBフォンに関する通話品質または接続に関する保証を一切行わないものとします。
2. BBフォン会員がBBフォンの利用中に通話品質の低下等何らかの異常を感じられた場合、当

社にその旨を速やかに連絡願います。

3. 当社が前項に定める連絡を受けた場合、当社の設備に関する障害の有無について検査を行い、当社が障害を発見した場合は速やかに修補するものとします。

## 第8章 雑則

### 第20条（他の電気通信事業者等との契約）

1. BBフォン会員がBBフォンの提供を受けるためには、当社の他に、協定事業者等と契約し、回線使用料等の代金の支払をする必要があるものとします。
2. 前項の契約をしない場合、もしくは前項の契約が終了した場合、当社はBBフォン申込者のBBフォン利用契約の申し込みを拒絶し、もしくはBBフォン会員資格を取り消すことができるものとします。
3. 当社は、BBフォン会員の便宜のためもしくは協定事業者等との取り決めにより、BBフォン会員から協定事業者への契約申し込み受付手続、代金の支払その他の手続等について、これを代行等自ら行いあるいはこれらを他の電気通信事業者等へ委任することがあります。
4. 前項の規定により代行等がなされたか否かにかかわらず、BBフォン会員と他の協定事業者との間の契約については、その当事者間で処理するものとし、当該契約に関する債権・債務（損害賠償請求権を含みます。）の行使・履行その他一切のトラブルについて、当社は何ら責任を負わないものとします。

### 第21条（協定業者等からの通知）

BBフォン会員は、当社が、料金または初期費用の適用にあたり必要があるときに、協定事業者等から料金または初期費用を適用するため必要なBBフォン会員の情報の通知を受けることについて、あらかじめ承諾するものとします。

### 第21条の2（通信の秘密）

1. 当社は、電気通信事業法第4条に基づき、BBフォン会員の通信の秘密を守るものとします。
2. 刑事訴訟法第218条その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的な処分その他裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令の定める範囲で守秘義務を負わないものとします。
3. 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で守秘義務を負わないものとします。
4. 生命、身体または財産の保護のために必要があると判断した場合には、当社は、当該保護のために必要な範囲で本条第1項の守秘義務を負わないものとします。
5. BBフォン会員によるBBフォンの利用にかかる債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認めた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の提携先または金融機関等に開示することができ、その限りにおいて守秘義務を負わないものとします。

### 第21条の3（保守・運用）

当社は、BB フォンの維持・管理にあたり、接続機器ならびにサービス会員回線の状態を確認することがあります。

## 第9章 有償オプションサービス

### 第22条（本章の適用）

本章の規定は、BB フォン会員（申込者を含み、以下本章において同じとします。）がBB フォンの有償オプションサービスを申し込んだ場合に限り、当該有償オプションサービスに適用されるものとします。

### 第23条（有償オプションサービスの種類）

当社は、有償オプションサービスを次のとおり定めます。

種類	サービス概要
ケータイ割30	BB フォンを使用して携帯電話に発信を行った際の通話料金を、通常料金より30%割引した価格で提供するサービス
番号表示サービス	BB フォン会員の BB フォン電話番号に着信した際、BB フォン会員の電話機等に発信者の電話番号表示が可能になるサービス
転送電話サービス	BB フォンを利用して着信した通話を BB フォン会員があらかじめ指定した転送先番号へ転送するサービス
通話明細書の郵送サービス	当社が BB フォン会員に対して前月利用分の BB フォンの通話明細書を郵送するサービス

### 第24条（有償オプションサービスの利用契約）

1. BB フォン会員がオプションサービスを利用するためには、当社所定の方法により当社に対して有償オプションサービスの提供申し込みを行う必要があります。なお、BB フォン会員が、第5条第2項の定めに該当する場合には、当社は有償オプションサービスの提供申し込みを承諾しないことがあります。
2. 当社は、BB フォン会員から有償オプションサービスの提供申し込みを受け付けた場合は、有償オプションサービスごとに当社が別途定める期日に従い有償オプションサービスの提供を開始するものとし、当該開始日をもって有償オプションサービス利用契約の契約成立日とします。なお、通話明細書の郵送サービスに係る利用契約については、当該提供申し込みが当社に到達した日に成立するものとします。

### 第25条（ファームウェアのバージョンの更新）

1. BBフォン利用のために使用しているBBフォン会員の接続機器に含まれるソフトウェア（以下「ファームウェア」といいます。）のバージョンが、有償オプションサービス提供のために適合したバージョンでない場合、有償オプションサービスの種類によっては、その有償オプションサービスの提供に必要なバージョンにファームウェアを更新することが必要となる場合があります。
2. BBフォン会員は、有償オプションサービスの提供申込をした場合、接続機器をBBフォン利用契約の対象となるサービス会員回線に接続の上、接続機器の電源を投入するなど、ファームウェアのバージョン更新のために必要な利用環境を自己の費用と責任をもって維持するものとします。
3. 前項に定める利用環境が維持されなかったためにファームウェアのバージョンが更新されず、有償オプションサービスが利用できない場合であっても、当社は一切の責めを負わないものとします。
4. ファームウェアのバージョン更新に起因して接続機器が正常に作動しなくなった場合、当社は、BBフォン会員の申告に基づき当該接続機器を正常な接続機器と取り替えるものとします。
5. ファームウェアのバージョン更新に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。

## 第26条（有償オプションサービスの利用料金）

1. 有償オプションサービスの利用料金は、別途定めるサービス料金表のとおりとし、BBフォン会員は毎月末日締めにて、利用料金を支払うものとします。なお、有償オプションサービス終了時の利用料金の取扱いについては、次条に定めるとおりとします。
2. 有償オプションサービスの利用料金の課金の開始日は、有償オプションサービスごとに当社が別途定めるところによるものとします。
3. 有償オプションサービスの課金開始月および終了月の利用料金は、月額利用料金をお支払いただくものとし、日割課金は行いません。ただし当社が別途定めた場合は日割課金を行う場合があります。
4. BBフォン会員は、利用契約期間中に有償オプションサービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中の利用料金の全額を支払うものとします。但し、BBフォン個別規定に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
5. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、課金の開始日または締切日を変更することができるものとします。

## 第27条（有償オプションサービスの終了）

有償オプションサービスは以下の定めをもって終了するものとします。

### （1）BBフォン終了の場合

事由の如何を問わず、BBフォンの利用契約が終了したときは、それに附帯する有償オプションサービスの利用契約も何らの意思表示なく全て当然に終了するものとします。なお、有償オプションサービスの利用料金について、BBフォン会員はBBフォンの利用契約の終了事由に応じ、本規定の定めに従い支払うものとします。

## (2) 有償オプションサービスの利用契約を解約する場合

BB フォン会員は、有償オプションサービスの利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりあらかじめ当社に通知し、有償オプションサービス利用契約は、有償オプションサービスごとに当社が別途定める期日をもって終了するものとします。なお、この場合、BB フォン会員は有償オプションサービスの利用契約終了日の属する月の末日までの有償オプションサービス利用料金を支払うものとします。

※第9章の2（第28条乃至第32条）削除（2006年4月1日）

## 第9章の3 転送電話サービス

### 第33条（本章の適用）

本章は BB フォンの有償オプションサービスである「転送電話サービス」の利用契約を申し込みまたは利用する者にのみ適用されるものとします。

### 第34条（定義）

本章において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 「転送電話サービス」とは、BB フォンを利用して着信した通話を BB フォン会員があらかじめ指定した転送先番号へ転送するサービスをいいます。
2. 「転送電話サービス利用契約」とは、転送電話サービスの利用を内容に含む利用契約をいいます。
3. 「転送先番号」とは、転送電話サービスの転送先として、BB フォン会員が当社に登録する電気通信番号をいいます。

### 第35条（転送電話サービス利用契約）

1つの利用契約につき契約できる転送電話サービス利用契約は1つに限るものとします。

### 第36条（転送電話サービスの通話料）

転送元から転送先までの通話料は、基本規定第9条乃至第14条および本規定第16条ならびに第17条の定めにしたがい、BB フォン会員が負担するものとします。

### 第37条（転送先番号）

1. 転送電話サービスを利用するためには、転送先番号を当社に登録する必要があります。
2. BB フォン会員が登録できる転送先番号の個数は、最大5個までとします。但し、一の着信を複数の転送先番号に転送することはできないものとします。
3. 当社は、技術上、業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、その他やむを得ないと認められる合理的理由がある場合は、あらかじめ BB フォン会員に通知の上、転送先番

号を変更または削除する場合があります。

4. BB フォン会員は、転送先番号の変更、追加または削除を希望する場合は、当社所定の方法をもって申し込みを行うものとします。
5. 前項による変更、追加または削除は、BB フォン会員が当社所定の方法による申し込みが完了した時点から適用するものとします。

## 第10章 電話番号案内

### 第38条（電話番号案内の提供範囲）

1. 当社は、BB フォン会員が BB フォンを使用して当社の指定する電気通信番号に発信することにより協定事業者等が提供する電気通信サービスの番号（以下「電話番号等」）の案内が受けることのできる情報提供サービス（以下「電話番号案内」）を提供します。但し、BB フォン会員が利用する接続機器の種類によっては、電話番号案内が利用できない場合があります。
2. 電話番号案内において1回の利用で問い合わせを行うことのできる電話番号の数は、当社が別途定める数以内とします。

### 第39条（電話番号案内業務の委託）

当社は、電話番号案内を提供するために、当社の業務の全部または一部を協定事業者等に委託します。

### 第40条（電話番号案内の利用料金）

1. BB フォン会員は、電話番号案内を利用した場合、基本規定第9条乃至14条および本規定第16条ならびに第17条の定めにしたがい、当社所定の利用料金を支払うものとします。
2. 電話番号案内に係る利用料金は、当社が BB フォン会員に対して電話番号等の案内を開始したときをもって発生するものとします。

### 第41条（協定事業者等からの通知）

BB フォン会員は、当社の電話番号案内に係る利用料金について当社が課金、請求、返金を行うために必要な範囲で、当社が本規定第39条に定める電話番号案内業務の委託先から BB フォン会員の情報を受領することにつき、あらかじめ承諾するものとします。

### 第42条（当社の責任の制限）

1. 当社は電話番号案内について、BB フォン会員が希望する電話番号等を必ず案内することを保証するものではありません。
2. 当社は電話番号案内により BB フォン会員に提供する情報の正確性・有用性を含む一切の保証を行わないものとします。

## 第 1 1 章 ホワイトコール 24

### 第 4 3 条 (本章の適用)

本章は BB フォンのオプションサービスであるホワイトコール 24 の利用契約を申し込みまたは利用する者にのみ適用されるものとします。

### 第 4 4 条 (定義)

1. 「ホワイトコール 24」とは、BB フォンからソフトバンク携帯電話に発信した場合の国内通話料が 24 時間無料となるサービスをいいます。
2. 「ホワイトコール 24 利用契約」とは、ホワイトコール 24 を利用するための BB フォン個別規定に基づく契約をいいます。

### 第 4 5 条 (ホワイトコール 24 利用契約)

1. BB フォン会員がホワイトコール 24 を利用するためには、当社所定の方法により当社に対してホワイトコール 24 の提供申し込みを行う必要があります。なお、BB フォン会員が、第 5 条第 2 項の定め該当する場合には、当社はホワイトコール 24 の提供申し込みを承諾しないことがあります。
2. BB フォン会員によるホワイトコール 24 の提供申し込みを当社が承諾した日をもってホワイトコール 24 利用契約の成立日とします。

### 第 4 6 条 (提供条件)

BB フォン会員は、ホワイトコール 24 を利用するにあたり、以下の条件を満たすものとします。

- (1) 当社が別途定める、当社が提供する電気通信サービスの利用契約が成立していること。
- (2) BB フォン会員または BB フォン会員が当社の別途定める様式により指定した代理人が、ホワイトコール 24 に申し込むこと。
- (3) BB フォン会員または当社が別途指定する者が、ソフトバンク携帯電話の「ホワイトコール 24」に申込をしていること。
- (4) その他当社が別途定める条件を満たしていること。

### 第 4 7 条 (利用開始日)

ホワイトコール 24 の利用開始日は、ホワイトコール 24 の利用契約の成立日が属する月の翌月 1 日とします。

### 第 4 8 条 (注意事項)

1. ソフトバンク携帯電話に発信した場合において、BB フォンによる通話が途切れ、または遅延する等、当社の正常なサービスが利用できなくなる事態が発生した場合は、ホワイトコール 24 は適用されず、第 1 7 条第 3 項第 4 号の定めに従うものとします。
2. ホワイトコール 24 とケータイ割 30 を利用している BB フォン会員に対しては、ケータイ割

30 はソフトバンク携帯電話以外の携帯電話に発信した場合の通話料にのみ適用されるものとします。

3. ホワイトコール 24 を利用する会員が、転送電話サービスの転送先にソフトバンク携帯電話の番号を指定した場合は、本章の定めにかかわらず、第 3 6 条の定めに従い、転送元から転送先の通話料は発生するものとします。

#### **第 4 9 条 (ホワイトコール 24 の終了等)**

1. 事由のいかんを問わず、BB フォンの利用契約が終了した場合またはホワイトコール 24 が適用対象外となる電気通信サービスへ変更した場合は、基本規約第 2 3 条第 2 項に定める利用契約終了日もしくはサービス変更が成立した日の属する月の末日をもって、ホワイトコール 24 が終了するものとします。
2. BB フォンの申込日から起算して 90 日後に BB フォンの利用契約が成立していない場合、BB フォンの申込日から 90 日後の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール 24 の提供申し込みは取り消されたものとみなします。
3. 第 6 条の定めに従い BB フォン会員が住所等の移転の申し込みをした場合において、移転申込日から起算して 90 日後に第 5 条第 1 項第 (1) 号に定める工事が完了していない場合、移転申込日から 90 日後の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール 24 の提供申し込みは取り消されたものとみなします。
4. 基本規約第 2 0 条第 1 項の定めに基づき、BB フォンが利用停止となった場合、BB フォンが利用停止となった日の属する月の末日をもってホワイトコール 24 の利用契約が終了となります。
5. BB フォン会員が BB フォンの利用休止を申し込みした場合、利用休止が成立した日の属する月の末日をもって、ホワイトコール 24 の利用契約が終了となります。なお、第 6 条の 2 第 2 項の定めに基づき、BB フォンの提供が再開した場合であっても、ホワイトコール 24 の提供は再開しないことを、BB フォン会員は予め了承するものとします。
6. 事由の如何を問わず、ソフトバンク携帯電話の「ホワイトコール 24」が終了した場合、当社にてその確認がとれた日の属する月の末日をもってホワイトコール 24 は終了となります。
7. 第 1 7 条の 3 第 1 項および第 2 項並びに基本規約第 2 0 条第 1 項および第 3 項をホワイトコール 24 の利用停止に準用し、基本規約第 2 4 条 1 項乃至第 3 項をホワイトコール 24 の解除に準用します。

### **第 1 2 章 電報類似サービス提供事業者への接続**

#### **第 5 0 条 (電報類似サービス提供事業者への接続)**

当社は、会員が BB フォンを使用して当社の指定する電気通信番号に発信した場合、電報類似サービスを提供する PS コミュニケーションズ株式会社 (以下「PS コミュニケーションズ」といいます。) に接続します。ただし、会員が利用する接続機器の種類によっては、PS コミュニケーションズに接続できない場合があります。

(2005年9月1日制定実施)



(2005年10月1日改定実施)  
(2005年10月15日改定)  
(2005年11月1日上記改定実施)  
(2005年11月15日改定)  
(2005年12月1日上記改定実施)  
(2006年3月15日改定)  
(2006年4月1日上記改定実施)  
(2007年3月15日改定)  
(2007年3月31日上記改定実施)  
(2008年6月3日改定実施)  
(2009年6月19日改定)  
(2009年7月1日上記改定実施)  
(2010年3月31日改定実施)  
(2012年6月1日改定実施)  
(2012年8月1日改定実施)  
(2014年1月31日改定実施)  
(2015年4月1日改定実施)  
(2015年7月1日改定実施)  
(2015年8月10日改定実施)  
(2020年4月1日改定実施)